



長野労働局発表 28-49
平成 28 年 10 月 28 日

| | |
|--------|---|
| 担 当 | 長野労働局 労働基準部監督課 |
| | 課 長 福田 剛之 主任監察監督官 久間 誠司 電話 026-223-0553 |

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

長野労働局（局長 岡崎直人）は、11 月の「過労死等防止啓発月間」において、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを行います。

また、厚生労働省では、同月間に全国で過労死等防止対策シンポジウムを行います。長野においても下記の日程で開催予定です。

【「過重労働解消キャンペーン」概要】

1 実施期間

平成 28 年 11 月 1 日（火）から 11 月 30 日（水）までの 1 か月間

2 具体的な取組

(1) 重点監督の実施(別添 1 参照)

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等
 - * 必要に応じ夜間の立ち入りを実施します。
 - * ②については、監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としません。

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が時間外・休日労働に関する協定届(いわゆる 36 協定)の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

(2) 電話相談の実施

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業
0120-794-713

平成 28 年 11 月 6 日（日） 9：00～17：00

* 長野県の電話相談は、東京労働局にて実施します。

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 最寄りの労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！労働
0120-811-610

月・火・木・金 17：00～22：00、土・日 10：00～17：00

URL：http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/dl/150508-01.pdf

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

（3）長野労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

長野労働局長が長時間労働削減に向け積極的に取り組んでいる企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します（11月9日（水）に長野市の大日本法令印刷（株）を訪問する予定です。詳細は別添2参照）。

（4）労使の主体的な取組の促進

キャンペーンの実施に先立ち、10月27日（木）に、一般社団法人長野県経営者協会、一般社団法人長野県商工会議所連合会、長野県中小企業団体中央会、長野県商工会連合会の経営者団体等4団体及び日本労働組合総連合会長野県連合会に対して、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について協力要請を行いました。詳細は別添3参照）。

（5）過重労働解消のためのセミナーの開催

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月を中心に長野県を含む全国で60回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

（長野会場）

日 時： 11月25日（金） 14:00～16:30

場 所： JA長野ビル12階会議室B

参加申込： 事前に下記ホームページからお申し込みください。

URL：<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

【「過労死等防止対策推進シンポジウム」概要】

（長野会場）

日 時： 11月26日（土）13:30～16:30

場 所： 長野県教育会館 ホール（長野市旭町1098）定員80名

プログラム： 講演Ⅰ「長時間労働の現状と過労死防止法の課題」

森岡孝二氏（関西大学名誉教授、過労死防止学会 代表幹事）

講演Ⅱ「息子の過労死、そして過労死防止法成立へ」

西垣迪世氏（過労死防止全国センター常任幹事、全国過労死を
考える家族の会兵庫代表） 等

参加申込： 事前に下記 URL のホームページからお申し込みください。

URL：<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

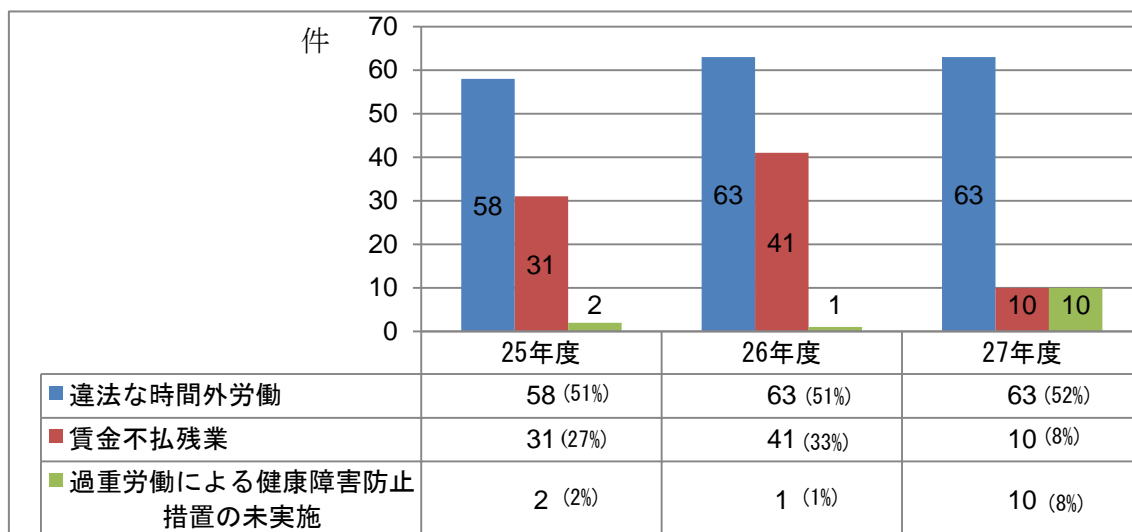
過去の過重労働解消キャンペーン等における重点監督実施状況

厚生労働省では、平成25年度から長時間にわたる過重な労働の疑いがある事業場や離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業に対して集中的な監督指導（重点監督）を実施しています。長野労働局における過去3年間の実施状況は次のとおり。

1 重点監督の実施状況

| | | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-------------|------------|-------|-------|-------|
| 全 国 | 重点監督実施事業場数 | 5,111 | 4,561 | 5,031 |
| | 違反事業場数 | 4,189 | 3,811 | 3,718 |
| | 違反率 | 82.0% | 83.6% | 73.9% |
| 長 野 県 | 重点監督実施事業場数 | 113 | 123 | 121 |
| | 違反事業場数 | 101 | 110 | 97 |
| | 違反率 | 89.4% | 89.4% | 80.2% |

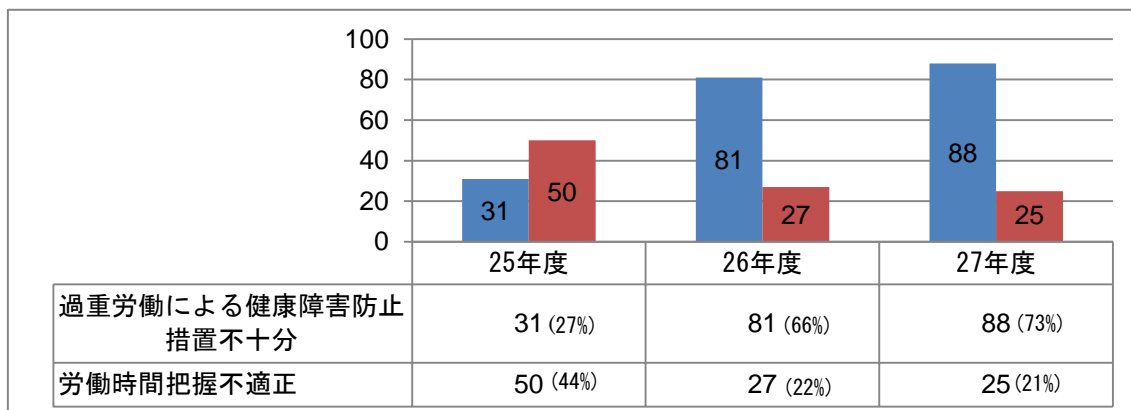
2 主な違反内容



* 上記「違法な時間外労働」があった事業場における最長の者の時間外労働時間数ごとの事業場数

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 月100時間超え | 20 (18%) | 19 (15%) | 22 (18%) |
| （うち月150時間超え） | | 6 (5%) | 2 (2%) |
| （うち月200時間超え） | | 3 (2%) | 2 (2%) |

3 主な健康障害防止に係る指導状況



◎ 是正・改善指導の対象となった事例

【事例1】 約半数の労働者に月100時間を超える違法な時間外労働・休日労働を行わせ、最も長い労働者で月170時間近く行わせていた。その労働者には、1か月間全く休日がない状態であった（製造業）

【事例2】 労使協定の手続に不備があった「時間外・休日労働の協定」（36協定）に基づき、時間外・休日労働を行わせ、最も長い労働者で月150時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせ、休日出勤については割増賃金が支払われていなかった。また、一部の部署の労働者全員が月100時間を超える時間外・休日労働を行っているのに、1日あたり所定労働時間労働したものとみなす「みなし労働時間制」を適用して所定の労働時間のみ勤務したこととしており、所定労働時間を超える労働を行わせていながら、実態に合った労働時間管理をしていなかった（通信業）

【事例3】 最も長い労働者で月200時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせており、常時使用する労働者については、1年以内ごとに1回定期健康診断が未実施になっている労働者がいたほか、健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者に対して、作業の軽減、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等「健康を保持するための措置」が講じられていなかった（派遣業）

【事例4】 夏季繁忙期は休日が1日もなく、朝9時～深夜12時までの勤務が続き、時間外・休日労働が200時間を超えていた。また、法定休日労働においては、時間外労働と同様に25%の割増で支払われ、適正な割増賃金が支払われていなかった（旅館業）

ベストプラクティス企業局長訪問事業場について

～例年 11 月に実施している「過重労働解消キャンペーン」における初めての取組です。長野労働局長が過重労働解消等のため積極的に取り組んでいる企業を訪問します。是非取材していただくようお願いいたします。～

1 局長訪問予定

- ・実施日時 平成 28 年 11 月 9 日（水） 午前 10 時
- ・訪問企業 大日本法令印刷（株）（長野市中御所 3-6-25）労働者約 200 名
- ・実施事項 取組内容の説明、工場巡回、局長と企業トップとの対談

2 訪問企業の取組概要

（1）時間外労働の削減

- ① 部門別の労働時間設定（部門別に柔軟に労働時間制を採用）
- ② 積極的な設備投資（生産性の高い設備を導入し労働時間短縮）
- ③ 管理職等の長時間労働の抑制（管理者を含めた従業員の労働時間を評価し改善を指導）

（2）年次有給休暇の取得促進

- ① 年次有給休暇の積立制度の導入（時効となる年休について 90 日まで積立できる制度を導入し、私傷病・家族介護の際などに利用）
- ② 有給による通院制度の導入（年次有給休暇のほか、通院のための 1 日 2 時間以内は有給として取扱い）

（3）過重労働による健康障害の防止等

- ① 「心身ともに健康であること」という社長方針
- ② 保健師資格のある従業員を活用
- ③ 計画的な健康管理（休業の状況等の分析、従業員の衛生教育の実施）
- ④ メンタルヘルス対策への積極的取組（平成 20 年に安全衛生アドバイザーを選任し健康チェックを実施）

3 その他

- （1）育児・介護での離職者への再雇用制度の導入
- （2）高年齢者の雇用促進（一定の条件に基づき満 70 歳まで雇用延長できる制度を導入）
- （3）障がい者の雇用促進

※取材を希望される場合には、受け入れ態勢の整備などの都合があるため、11/2(水)までに下記申込票をファックス等にて送付していただくようお願いいたします。

申込票

| | |
|-------|--|
| 報道機関名 | |
| 取材者数 | |
| 担当者名 | |
| 連絡先 | |

送付先：長野労働局 監督課 久間あて FAX 026-223-0591
 （問い合わせ先 監督課 久間 電話 026-223-0553）

平成 28 年 10 月 日

経営者団体の長 殿

長野労働局長

長野県知事

長時間労働削減をはじめとする過重労働解消に向けた取組に関する協力依頼

少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することが重要です。また、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが喫緊の課題となっております。

こうした中、本年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016-第 4 次産業革命に向けて-」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれるとともに、去る 9 月 2 日には「働き方改革実現推進室」が設置されるなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組が開始されています。

一方、本県の現状をみると、労働者一人平均の年間総実労働時間が 2,030 時間（平成 27 年）と全国平均の 2,020 時間を上回るとともに、その要因の一つである年次有給休暇の取得率も 41.5%（平成 26 年）と全国平均を下回る現状にあり、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

このため、本県においても、本年 2 月 4 日に、貴団体をはじめとして、経営者団体、労働団体、長野労働局及び長野県で構成する「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」を開催し、「信州「働き方改革」共同宣言」を確認したところであり、現在、貴団体においても、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組を進めていただいているところです。

こうした中で、11 月は、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）」において過労死等防止啓発月間とされているところであり、これに基づき、昨年に引き続きまして、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとされております。

つきましては、貴団体におかれましても、「過重労働解消キャンペーン」期間中、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のため、各々の企業の実情に応じた取組、具体的には、経営トップによるメッセージの発信、ノー残業デーや年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン休暇」）などの取組の強化に御協力いただきますようお願い申し上げます。

平成 28 年 10 月 日

労働団体の長 殿

長野労働局長

長野県知事

長時間労働削減をはじめとする過重労働解消に向けた取組に関する協力依頼

少子高齢化で労働力人口の減少が懸念される中で、女性をはじめとするすべての人々が社会で活躍できるよう、安心して働くことができる環境を整備することが重要です。また、長時間労働を是正し、労働の質を高め、生産性を向上させることが喫緊の課題となっております。

こうした中、本年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」や「日本再興戦略 2016-第 4 次産業革命に向けて-」において、働き方改革の実行・実現のため長時間労働の是正に向けた取組を強化する旨が盛り込まれるとともに、去る 9 月 2 日には「働き方改革実現推進室」が設置されるなど、長時間労働の是正を含めた働き方改革実現に向けた取組が開始されています。

一方、本県の現状をみると、労働者一人平均の年間総実労働時間が 2,030 時間（平成 27 年）と全国平均の 2,020 時間を上回るとともに、その要因の一つである年次有給休暇の取得率も 41.5%（平成 26 年）と全国平均を下回る現状にあり、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

このため、本県においても、本年 2 月 4 日に、貴団体をはじめとして、経営者団体、労働団体、長野労働局及び長野県で構成する「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」を開催し、「信州「働き方改革」共同宣言」を確認したところであり、現在、貴団体においても、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組を進めていただいているところです。

こうした中で、11 月は、平成 26 年 11 月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号）」において過労死等防止啓発月間とされているところであり、これに基づき、昨年に引き続きまして、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとされております。

つきましては、貴団体におかれましても、「過重労働解消キャンペーン」期間中、各企業において労使間で協議を行い、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進などの取組の強化に御協力いただきますようお願い申し上げます。